柔整・鍼灸・マッサージは健康保険が使える範囲が決まっています

正しく利用されているか、健康保険組合では確認のため、負傷状況の照会等の確認を行っています。照会文書が届いた方は、必ず期限内の回答をお願いします。

健康保険を使うときは・・・

・痛みの原因を正確に伝えて、健康保険が使えるか相談しましょう。原因がはっきりしないときは、先に医師の診察をうけてください。
・「療養費支給申請書」への署名は、必ず記載内容を確認の上、行いましょう。
・長期にわたって症状が改善しない場合は、内科的な病気が隠れているかもしれません。必ず医師の診察を受けましょう。
・領収証・明細書を受け取ったら必ず内容を確認の上、保管し、後日、医療費通知と照合して内容に相違がないか確認しましょう。

整骨院・接骨院（柔道整復師）

保険適用となる施術

［外傷性が明らかな負傷］

負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限れられます。

骨折・脱臼・ひび（不全骨折）
ねんざ・打撲・肉離れ（挫傷）

※内科的原因による疾患は含まれません。
※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

［病気による痛み、原因不明の痛み］

・慢性に至った負傷
・日常生活による単なる疲れや肩こり
・単なる加齢からの痛み
・スポーツなどによる肉体疲労
・脳疾患などの後遺症
・リウマチ・関節炎などの痛み
・保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合
・通勤中や勤務中の負傷（健康保険ではなく労災保険の適用）

はり・きゅう・あんま・マッサージ

保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外です。

はり・きゅう施術　保険適用となる疾病

主に下記6疾病で、慢性病で保険医による適当な治療手段がない場合

対象となる疾病　**神経痛・リウマチ・頚腕症候群**
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外になります。

あんま・マッサージ　保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする症状で施術を受けたとき

対象となる主な症状　**筋麻痺・筋委縮・関節拘縮　など**

※可動域の拡大など、症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外になります。

健康の悩みも心の悩みも、今すぐ電話で相談してみませんか

社外相談窓口　**からだとこころの健康相談**　[redacted]　**プライバシー厳守・相談無料**

みんなの家庭の医学

からだの相談：24時間365日　こころの相談：平日9時～21時、土曜10時～18時（日・祝日、1/1～1/3は休み）

電話相談のほか、アプリ・WEBからメール相談、アプリから電話相談や相談予約が可能です。
アプリ・WEBから相談サービスをご利用いただくには、会員登録のうえ所属団体の登録が必要です。
表示される案内に従って、**団体コード［[redacted]ご入力**ください。

WEB版：**https://kateinoigaku.jp/**　プロモーションサイト：**https://service.kateinoigaku.jp/**

アプリダウンロードはこちらから

2026.11

カネカけんぽ情報局

カネカ健康保険組合　大阪市北区中之島2丁目3番18号　TEL.06-6226-5034　編集・発行人　水川 浩志
ホームページアドレス：https://www.kaneka-kenpo.or.jp/



今年もあとわずか、今年度の健診受診申込も約1ヶ月で終了です。
忘れていませんか。健保の手続き。やり残したことはないですか。

- ☑ **4月 健診受診申込受付開始　受診申込完了していますか?**
- ☑ **9月 被扶養者資格確認調査未完了の連絡が行われた方　調査完了していますか?**
- ☑ **柔道整復師等利用照会文書が届いた方　提出完了していますか?**
- ☑ **負傷原因届が届いた方　提出完了していますか?**
- ☑ **被扶養者資格認定において追加書類の提出をお願いした方　提出完了していますか?**

健診受診申込も、追加書類の提出も、まだ間に合います。すっきり気持ちよく、今年を終えましょう。

カネカ健保の今後の予定はコチラ



- 11月 今日　カネカけんぽ情報局発行
- 23日　Run,Run,Run.Kaneka2026ホネチェックブース出展
- 25日頃　2026年9月受診分医療費通知公開（KOSMO Web）
- 27日　家庭常備薬斡旋販売申込受付開始

インフルエンザ予防接種補助金申請受付中！！

- 12月 2日　資格確認書更新（対象：マイナ保険証を持っていない方）　11月24日発送
- 20日　健診受診申込受付終了（一部健診会場は11月30日申込受付終了。受診期間は2月28日まで）
- 23日　家庭常備薬斡旋販売申込受付終了（1月中旬～下旬発送）
- 25日頃　2026年10月受診分医療費通知・確定申告用データ公開（KOSMO Web）



- 1月 25日頃　2026年11月受診分医療費通知・確定申告用データ公開（KOSMO Web）
- 31日　インフルエンザ予防接種費用補助接種期間終了



- 2月 25日頃　2026年12月受診分医療費通知・確定申告用データ公開（KOSMO Web）
- 28日　インフルエンザ予防接種費用補助金申請受付終了



- 3月 中旬　カネカけんぽ情報局・カネカけんぽのしおり発行　主婦健診受診ご案内発行
- 下旬　人間ドック節目健診補助対象者へ通知
- 4月 1日　2027年度健診受診申込受付開始

Run,Run,Run.Kaneka2026 ホネチェックブース出展します

来る2026年11月23日、恒例のカネカグループの一大イベント、Run,Run,Run.Kaneka2026が開催されます。2024年開始から多数の皆様にご参加いただいております骨の強さの測定会“ホネチェック”を今年も出展いたしますので、イベントにお越しの際は、ぜひ骨の強さを測りにホネチェックブースにもお立ち寄りください。今回はお子様向けの企画も実施いたします。参加賞もご用意しておりますので、お子様と一緒にお越しの方はぜひご参加ください。スタッフ一同、皆様にお会いできるのを楽しみにお待ちしております。



カネカ健保ホームページは活用できていますか?

カネカ健保ホームページトップページは、カネカ健保の各種情報への窓口です。
使いこなして、健康保険制度を活用しましょう。

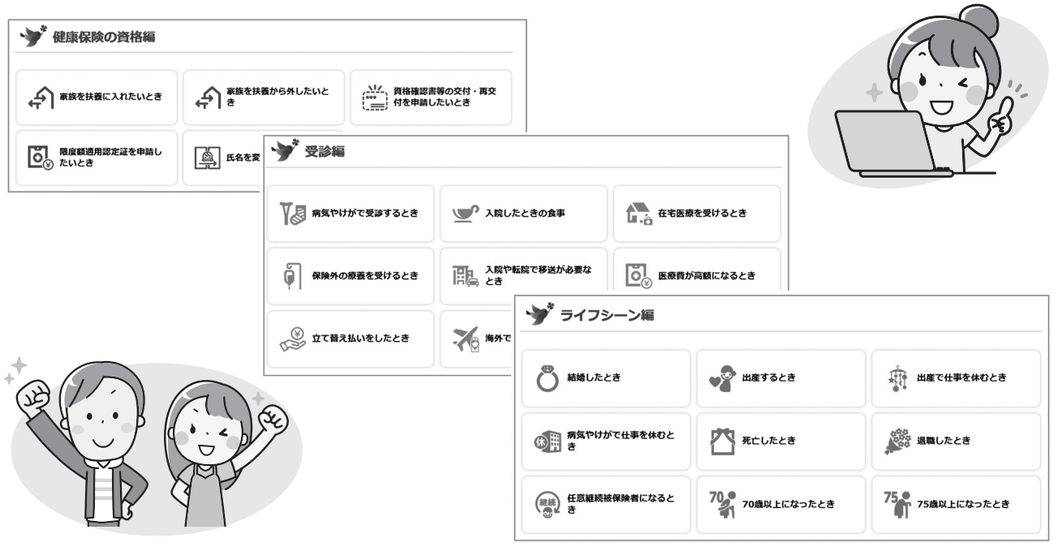
カネカ健保で検索



まず知っておきたい

① こんなとき

ご家族の扶養追加・氏名変更等の健康保険手続、病院で受診した時・出産した時等の給付金、退職後の健康保険手続等は、こんなときからご確認ください。



② 健診事業

ご本人・ご家族がご利用いただける健診の内容と利用手続きが確認できます。

③ 健康づくり

『カネカ健保便利情報』のページで、KOSMO Web利用方法等のマニュアル・京都工場保健会健診WEB申込サイトパスワード・健診事業申込やKENPOS利用で困ったときの連絡先等をまとめてご案内しています。

活用してほしい画面右端のバナー

④ みんなの健康応援サイト KENPOS

イーウェル人間ドック・イーウェル一般健診A1コースの健診窓口、目標歩数・行動目標等の設定、日々の歩数・体重・行動目標・睡眠・運動・食事等の記録による毎日の健康管理、コンテンツ・クイズによるヘルスリテラシー向上、KENPOSログイン・毎月のミッション参加等でたまったチケットでの抽選会参加等が実施できる株式会社イーウェルのみんなの健康応援サイトへの入り口。

⑤ 京都工場保健会 健診WEB申込

京都工場保健会の実施する女性配偶者対象の主婦健診（4月1日～12月20日申込受付）、女性被保険者子宮がん・乳がん検診（㈱カネカ3事業所内および兵庫県豊岡市実施分。7月申込受付）申込受付窓口。

⑥ みんなの家庭の医学

MBK Wellness株式会社の運営するみんなの家庭の医学WEB版にリンク。電話・アプリ・WEBによる専門相談員との健康相談、「病名・症状検索」「医療機関検索」が行えます。また、アプリダウンロードで、健康相談がより便利にご利用いただける他、毎日の健康アドバイスの確認、体重・歩数記録による健康管理、歩数ゲームにも参加することができます。

⑦ KOSMO Web

医療費情報（給付金決定通知）・資格情報のお知らせの確認、被扶養者資格調査・インフルエンザ補助金申請の窓口。

医療費控除の確定申告は、マイナポータルで

～国税庁からのお知らせ～

「 確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！ 」

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で、医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
- マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。
  医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要です。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
  - ✓ マイナンバーカード読取対応の**スマホ**（又はICカードリーダライタ）
  - ✓ **マイナンバーカード**と**パスワード２つ**
    - ① 署名用電子証明書のパスワード**（英数字６～16文字）**
    - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード**（数字４桁）**

  ⚠マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください！
  ※有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等のご利用ができませんので、更新手続をお願いします。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。
- 確定申告に関する情報は国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。

医療費控除のマイナポータル連携（方法ははこちら）

確定申告特集（確定申告の案内はこちら）

デジタル庁ホームページ（更新手続等はこちら）

※毎年２月９日以降、マイナポータル連携で１年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。
※事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。
※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補填される金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。



マイナポータルへ連携されている医療費通知・健診結果情報とは…

医療費通知情報には、医療機関等から審査支払機関に提出された診療・調剤報酬明細書情報が連携されています。
健診結果には、カネカ健保が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（略称:DX審査支払機構）に提出した事業主健診・主婦健診等の結果が連携されています。